

議案第5号

鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年9月19日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県旅館業法施行条例（昭和33年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(清純な施設環境を保持すべき施設)

第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項、法第3条の3第2項及び法第3条の4第3項)において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次に掲げるものとする。

(1)～(6) 略

2 略

(許可を与える場合に意見を求めなければならない者)

第3条 法第3条第4項(法第3条の2第2項、法第3条の3第2項及び法第3条の4第3項)において準用する場合を含む。)

の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

(1)～(4) 略

(宿泊者を拒むことができる事由)

第7条 営業者は、法第5条第1項第4号の規定により、宿泊しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その宿泊を拒むことができる。

(1) 泥酔者その他暴行のおそれがあるもので、他の宿泊者に

(清純な施設環境を保持すべき施設)

第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び法第3条の3第3項)において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次に掲げるものとする。

(1)～(6) 略

2 略

(許可を与える場合に意見を求めなければならない者)

第3条 法第3条第4項(法第3条の2第2項及び法第3条の3第3項)において準用する場合を含む。)

の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

(1)～(4) 略

(宿泊者を拒むことができる事由)

第7条 営業者は、法第5条第3号の規定により、宿泊しようとする者が次の各号の一に該当する場合は、その宿泊を拒むことができる。

(1) 酔者その他暴行のおそれがあるもので、他の宿泊者

著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2)・(3) 略

(手数料の徴収)

第8条 次の各号に掲げる事務については、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 略

(2) 法第3条の2第1項、法第3条の3第1項又は法第3条の4第1項の承認 一件につき7,400円

に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2)・(3) 略

(手数料の徴収)

第8条 次の各号に掲げる事務については、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 略

(2) 法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の承認 一件につき7,400円

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。